



( 有 添 付 物 )  
国海査第 155 号の 2  
平成 26 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 海事局  
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別紙のとおり船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



## 1 背景

SOLAS 条約附属書及び関係する国際取り決めの改正を受け、技術基準を定める船舶安全法体系各省令及び関係告示等の改正が行われ、平成 26 年 7 月 1 日より施行されることとなっており、これに対応するための船舶検査の方法の一部改正を行うとともに、船用に使用するノンハロゲン軽量化電線に関する JIS 規格の変更についても船舶検査の方法に反映させるもの。

## 2 改正の概要

### ① 船舶救命設備規則及び船舶消防設備規則等に係る改正

MSC.338(91)による SOLAS 条約附属書 II・2 章及び第三章が改正に伴い、船舶救命設備規則及び船舶消防設備規則が改正されたことを受け、自蔵式呼吸具の予備の容器及び可聴警報装置等に係る検査の方法を追加する。

併せて、MSC.226(82)により改正された救命設備の試験に関する勧告 Part2-5.3.4 の定める離脱装置の過負荷試験についても追加する。

### ② 騒音コードに係る改正

平成 26 年（2014 年）7 月 1 日より一部の船舶に対し義務化される船内騒音規制コード（MSC.337（91））に対応するため、船員居住区への遮音性を有する隔壁及び甲板（以下「遮音材」という。）の設置の確認、海上運転時の騒音計測実施等の項目を追加する。

なお、騒音計測者の資格要件等に関する事項、遮音材の重みつき音響透過損失決定の為の試験機関に関する事項については追って通知する。

### ③ 救助の手引書に係る改正

MSC.346(91)による SOLAS 条約附属書第三章の改正に伴い、新たに水上から遭難者を救助するための手引書の備え置きが船舶救命設備規則に規定されてことを受け、救助の手引書に係る項目を追加する。

### ④ ノンハロゲン軽量化電線に係る改正

B 編 1.6.7 -2(1)(c)に規定されるノンハロゲン耐延焼性舶用電線を使用する場合の取扱いについては、JIS C 3410-1999 の規格に準拠したものとして附属書 E 5-2.1 に規定されているが、今般、当該 JIS 規格及び関連する IEC 規格が改正されたことを受けて、当該規定の一部を改正するもの。

## 3 適用時期

改正省令等の施行日にあわせ、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。